

委託業務成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、測量、調査、設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）で、建設局が発注する委託業務（以下「建設局所管委託業務」という。）、都市・交通局が発注する委託業務（以下「都市・交通局所管委託業務」という。）及び建築局が発注する委託業務（以下「建築局所管委託業務」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象となる委託業務は、次の各号に掲げる業務をいう。

- 一 地質・土質調査業務共通仕様書（愛知県建設局）に定める地質・土質調査業務及び別に定める単純調査業務
- 二 測量業務共通仕様書（愛知県建設局）に定める測量業務
- 三 設計業務等共通仕様書（愛知県建設局）及び電気通信施設設計業務共通仕様書（平成20年8月27日国技電第15号）（以下「設計共通仕様書」という。）に定める調査業務及び計画業務
- 四 設計共通仕様書に定める設計業務
- 五 用地調査及び物件調査委託関係仕様書（愛知県建設局）に定める用地調査等業務
- 六 発注者支援業務共通仕様書（愛知県建設局）に定める発注者支援業務
- 七 用地補償総合技術業務委託仕様書（愛知県建設局）に定める用地補償総合技術業務
- 八 建築設計業務委託共通仕様書（愛知県建設局）に定める設計業務
- 九 建築局発注委託業務のうち、別に定める調査計画業務

- 2 評定は、1件の契約金額が250万円以上の委託業務について行うものとする。
- 3 第1項における共通仕様書及び基準に改正があったときは、現に有効な改正内容を適用するものとする。

(評定者)

第3条 建設局所管委託業務及び都市・交通局所管委託業務における委託業務成績の評定者は、建設工事等検査要領に定める検査員並びに別に定める委託業務監督要領【土木】に定める専任監督員、主任監督員及び総括監督員とする。

- 2 建築局所管委託業務における委託業務成績の評定者は、建設工事等検査要領

に定める検査員並びに別に定める委託業務監督要領【建築】に定める専任監督員、主任監督員及び総括監督員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 第2条第1項第一号から第七号に関わる委託業務の評定は、別に定める委託業務成績評定審査基準【土木】により、同項第八号及び第九号に関わる委託業務の評定は、別に定める委託業務成績評定審査基準【建築】により行うものとする。

3 評定の結果は、同項第一号から第五号に規定する業務にあつては委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）（様式第1-1）、同項第六号及び第七号に規定する業務にあつては評定表（様式第1-2）、同項第八号及び第九号に規定する業務にあつては評定表（様式第1-3）に記録するものとする。

(評定の時期)

第5条 評定者は委託業務が完了（指定部分完了を除く。）したとき、それぞれ評定するものとする。

(評定表の提出等)

第6条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を本庁契約委託業務又は本庁施行委託業務については建設局長、都市・交通局長又は建築局長（以下「建設局長等」という。）に、所長委任委託業務については、所長に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第7条 建設局長等又は所長は、評定者から評定表の提出があつたときは、遅滞なく、当該委託業務の受注者に対して、評定の結果を委託業務成績評定結果通知書（様式第2）により通知するものとする。

2 前項に定める通知は、第2条第1項第一号から第五号に規定する業務にあつては項目別評定点（様式第2-1）、同項第六号及び第七号に規定する業務にあつては項目別評定点（様式第2-2）、同項第八号及び第九号に規定する業務にあつては項目別評定点（様式第2-3）を添付するものとする。

3 第1項に定める通知は、本庁契約委託業務にあつては所長を経由するものとする。

(評定の修正)

第8条 建設局長等又は所長は、第7条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

- 2 建設局長等又は所長は、前項の修正を行ったときは、委託業務成績評定結果再通知書(様式第3)により遅滞なく、その結果を当該委託業務の受注者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により、修正した評定の効力は、修正結果の通知後、将来に向かって生じるものとする。また、第7条による通知は前項の通知と同時に効力を失うものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日)を含む。)(以下「休日」という。)以内に、書面により、通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

なお、当該書面は、本庁契約委託業務又は所長委任委託業務にあつては所長に、本庁施行委託業務にあつては建設局長等に提出させるものとし、本庁契約委託業務にあつては、所長は当該書面を建設局長又は都市・交通局長に送付するものとする。

- 2 建設局長等は、前項による説明を求められたときは、説明請求回答書(様式第4)により回答するものとし、本庁契約委託業務にあつては所長を経由するものとする。
- 3 建設局長等は、前項の回答をする場合、別に定める建設工事等成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- 4 所長委任委託業務において、第1項による説明を求められたときは、前2項を準用するものとする。

(再説明請求等)

第10条 第9条第2項又は第4項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により、回答した者に対して、再説明を求めることができる。

- 2 前項の書面の提出先は、前条第1項の規定によるものとする。
- 3 建設局長等は、第1項による再説明を求められたときは、再説明請求回答書(様式第5)により、本庁契約委託業務にあつては所長を経由し、回答するものとする。
- 4 建設局長等は、前項の回答をする場合、別に定める建設工事等成績評定評価

委員会の審議を経てから回答するものとする。

- 5 所長委任委託業務において、第1項による再説明を求められたときは、前2項を準用するものとする。

(附 則)

- 1 この要領は、令和2年4月1日以降に完了する委託業務について適用する。
- 2 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和4年10月1日から施行する。

様式第 1 - 1

委 託 業 務 成 績 評 定 表		年 月 日					
		課名・事務所名：_____					
委託業務名							
路線等の名称							
納入場所							
業務委託料	当初:¥	最終:¥					
履行期間	当初: 年 月 日～ 年 月 日	最終: 年 月 日～ 年 月 日					
完了年月日	年 月 日						
完了検査年月日	年 月 日						
契約相手方住所氏名							
管理技術者氏名							
照査技術者氏名							
現場代理人氏名							
主任技術者氏名							
主任担当者氏名							
担当技術者氏名							
総括監督員所属・氏名							
主任監督員所属・氏名							
専任監督員所属・氏名							
検査員所属・氏名							
考査項目	専任・主任監督員 評定点	総括監督 員評定点	検査員 評定点	業務評定 (注 1)	技術者評定		
					管理技術者 主任技術者 (注 2)	担当技術者	照査技術者
プロセス 評価	実行能力の 評価	実施体制と 執行計画					
	実施状況の 評価	執行管理					
		品質管理					
		業務特性 創意工夫					
	説明調整能 力の評価	説明調整能力					
取組姿勢	責任感・積極 性・倫理性						
結果の評価	成果物の品質						
①小計(注 3)							
②事故等による減点							
③契約不適合及び損害賠償による減点							
④その他()							
総合評定点=①+②+③+④							

注)1. 各考査項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 測量作業及び地質調査は、現場代理人及び主任技術者が、用地調査等業務は主任担当者が該当する。

3. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

様式第 1 - 2

委 託 業 務 成 績 評 定 表

年 月 日

課名・事務所名：_____

委託業務名								
路線等の名称								
納入場所								
業務委託料	当初:¥				最終:¥			
履行期間	当初:	年 月 日	～	年 月 日	最終:	年 月 日	～	年 月 日
完了年月日	年 月 日							
完了検査年月日	年 月 日							
契約相手方 住所氏名								
管理技術者氏名								
主任担当者氏名								
担当技術者（業務従事者）氏名	(注 1)							
総括監督員所属・氏名								
主任監督員所属・氏名								
専任監督員所属・氏名								
検査員所属・氏名								
	専任(主任)監督員等評定点	総括監督員等評定点	検査員評定点	業務評定管理技術者評定(注 2、3)	担当技術者評定(注 3)			
専門技術力	目的と内容の理解							
	的確な履行							
	業務目的の達成度							
管理技術力	業務実施体制の的確性							
	打合せの理解度							
	指揮系統の迅速性、確実性							
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点							
①小計(注 4)								
②業務執行に係る過失に伴う減点								
③事故等による減点								
④契約不適合及び損害賠償による減点								
⑤その他()								
総合評定点=①+②+③+④+⑤								

注) 1. 本欄に記載する技術者は、監督員の確認を受けた上で業務実績情報として登録された担当技術者及び業務従事者とし、複数名配置されている場合は、全て記載する。

2. 用地補償総合技術業務は、主任担当者が該当する。

3. 各考查項目の「業務評定」「管理技術者評定」「担当技術者評定」は、小数第二位を四捨五入して表示している。

4. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

様式第 1 - 3

委託業務成績評定表						
						年 月 日
課名・事務所名						
委託業務名						
路線等の名称						
納入場所						
業務委託料	当初：	円	最終：	円		
履行期間	当初：	年 月 日～	年 月 日	最終：	年 月 日～	年 月 日
完了年月日	年 月 日					
完了検査年月日	年 月 日					
受注者住所氏名						
管理技術者氏名						
担当技術者氏名						
総括監督員所属・職・氏名						
主任監督員所属・職・氏名						
専任監督員所属・職・氏名						
検査員所属・職・氏名						
考查項目	項目の分類	専任・主任監督員評定点	総括監督員評定点	完了検査員評定点	業務評定	
業務の実施能力	業務実施体制	基礎				
	管理技術者の能力	基礎				
	担当技術者の能力	基礎				
業務の実施状況	業務履行中の説明資料【(途中成果物)】に関する評価	基礎				
	調整及び説明、対応の迅速性	基礎 創意工夫				
	与条件の理解、業務への反映【(設計提案)】	基礎 創意工夫				
業務目的の達成度	業務目的の達成度	基礎				
	課題への対応	創意工夫				
① 加減点小計 (基礎項目)						/35
② 加減点小計 (創意工夫項目)						/12
③ 加減点合計 (①+②を 35 点換算)						/35
④ 評定点小計 (標準点 65 点+③)						/100
⑤ 事故等による減点			()			
⑥ 契約不適合及び損害賠償による減点			()			
⑦ その他 ()			()			
総合評定点 ④+⑤+⑥+⑦			()			
(再通知を行った日付 年 月 日)						
業務評定点 (減点無し) の分野別内訳						

注) 【 】内は第 2 条第 1 項第七号に規定する業務のみ

様式第2

第 号
年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

愛知県知事
(愛知県〇〇所長)

委託業務成績評定結果について（通知）

貴社が受注した下記の委託業務について、愛知県委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付して、この通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先は下記のとおりです。

記

1. 委託業務名
2. 路線等の名称
3. 納入場所
4. 業務委託料
5. 履行期間
着手 年 月 日
完了 年 月 日
6. 検査年月日 年 月 日
7. 評定点 点
8. 本業務の業種
9. 手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先

項目別評定点

管理番号：

審査項目	細別	業務評定 (評定点/満点)	技術者評定			
			管理技術者 主任技術者 (注 1・2) (評定点/満点)	担当技術者 (注 1) (評定点/満点)	照査技術者 (注 1・2) (評定点/満点)	
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
	実施状況の評価	執行管理	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
		品質管理	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
		業務特性	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
		創意工夫	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
	説明調整能力の評価	説明調整能力	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
結果の評価	成果物の品質	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点	
評定点の小計(注 3)		点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点	
事故等による減点		点	点	点	点	
契約不適合及び損害賠償による減点		点	点	点	点	
その他()		点	点	点	点	
総合評定点(注 3)		点 /100 点	点 /100 点	点 /100 点	点 /100 点	

注)1. 各審査項目の評定点及び満点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 測量作業及び地質調査は、現場代理人及び主任技術者が、用地調査等業務は主任担当者が該当する。

3. 評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し、整数としている。

項目別評定点

管理番号：

評価項目	評定の視点	業務評定・管理技術者 (注 2)	担当技術者
専門技術力	目的と内容の理解	点/ 点	点/ 点
	的確な履行	点/ 点	点/ 点
	業務目的の達成度	点/ 点	点/ 点
管理技術力	業務実施体制の的確性	点/ 点	点/ 点
	打合せの理解度	点/ 点	点/ 点
	指揮系統の迅速性、確実性	点/ 点	点/ 点
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	点/ 点	点/ 点
評定点の小計(注 1)		点/ 100 点	点/ 100 点
業務執行に係る過失に伴う減点		点	
事故等による減点		点	
契約不適合及び損害賠償による減点		点	
その他()		点	
総合評定点		点/ 100 点	点/ 100 点

注) 1. 評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し、整数としている。

2. 用地補償総合技術業務は、主任担当者が該当する。

管理番号：

評価項目	評価の視点	分類	業務評定点／満点
業務の実施能力	業務実施体制	基礎	1.00 点
	管理技術者の能力	基礎	2.00 点
	担当技術者の能力	基礎	2.00 点
業務の実施状況	業務履行中の説明資料【(途中成果物)】に関する評価	基礎	4.00 点
	調整及び説明、対応の迅速性	基礎	2.00 点
		創意工夫	点
	与条件の理解、業務への反映【(設計提案)】	基礎	4.00 点
		創意工夫	点
業務目的の達成度	業務目的の達成度	基礎	20.00 点
	課題への対応	創意工夫	点
加減点小計（基礎項目）・・・①			35.00 点
加減点小計（創意工夫項目）・・・②			点
加減点合計（①+②を 35 点満点換算）			35.00 点
評定点小計（標準点 65 点±加減点）			100 点
事故等による減点			点
契約不適合及び損害賠償による減点			点
その他（ ）			点
総合評定点			100 点

注) 【 】内は第 2 条第 1 項第七号に規定する業務のみ

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

愛知県知事
(愛知県〇〇〇所長)

委託業務成績評定結果の再通知について(通知)

貴社が受注した下記委託業務について、愛知県委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を再通知します。

下記委託業務についての 年 月 日付けの通知は無効となります。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から14日(「休日」を含む。)以内に書面により説明を求めることができます。

疑問に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先は下記のとおりです。

記

1. 委託業務名
2. 路線等の名称
3. 納入場所
4. 業務委託料
5. 履行期間
着手 年 月 日
完了 年 月 日
6. 検査年月日 年 月 日
7. 評定点 点
8. 本業務の業種
9. 手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先

様式第4

第 号
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

愛知県知事
(愛知県〇〇所長)

委託業務成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付して、この回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は に設けられた建設工事等成績評定評価委員会の審議を経た上で行います。

疑問に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先は下記のとおりです。

記

1. 委 託 業 務 名
2. 路 線 等 の 名 称
3. 納 入 場 所
4. 疑問に対する説明
5. 手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先

様式第5

第 号
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

愛知県知事
(愛知県〇〇所長)

委託業務成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付で貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1. 委 託 業 務 名
2. 路 線 等 の 名 称
3. 納 入 場 所
4. 疑問に対する再説明